

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第63号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、議第63号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、議第63号 教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

初めに、本案の提出の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

この第4条第1項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。また、平成19年の同法の改正により、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならぬと努力規定から義務化されたところでもあります。

次に、任命いたしたい方でございますが、下田市須崎1096番地の6、渡邊亮治さんでございます。生年月日は昭和42年5月31日生まれの43歳の方でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の藤井 忠委員の任期が平成22年12月12日に任期満了となるため、新たに就任をお願いするものでございます。

渡邊さんの主な経歴でございますが、下田市須崎のご出身で、浜崎小学校、下田東中学校、下田北高等学校を経て、昭和63年、早稲田大学専門学校会計科を卒業、自動車会社に勤務の後、平成15年9月より現在の勤務先であります株式会社マキバに入社され現在に至っております。現在、中学生1人と小学生2人の保護者で、これまで役員としてPTA活動にも積極的にかわり、教育熱心で保護者の方々の信頼も厚い方でございます。渡邊さんは、温厚、

誠実な方で、地域の方々からの信頼も厚く、教育や児童スポーツに対しましても熱心に取り組んでおり、教育委員会委員といたしまして適任の方でございます。

以上のことから、渡邊亮治さんを教育委員会委員といたしまして、ぜひともご同意いただけますようよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 毎回、教育委員の任命に関してはいつも言っているわけですが、教育というのはやはり日本の根幹をなすものであり、これからの日本の社会を担っていく子たちを育てる大事なことであります。そのような大事なことを教育委員というのは担ってやっていくわけですので、少なくとも教育に対してどのような考えをお持ちなのかということに関しては、それは政治、信条の問題ともいろいろ絡むと思いますが、私としては基本的にどういふふうな思いを持って教育委員になさろうとしているのかということに関しては知っておきたいことがあります。そこら辺、どういふふうな項目かということに関しては、教育委員会のほうで項目、最大限のことでいいですから、2つ3つでもいいですから決めていただいて、こういうふうな思いを持ってやっているんだよ、日本の教育に関してこういうふうに思っているんだよというようなことはぜひとも我々にも知らせていただければというふうに思います。

当局が選んだ方であるからそれなりの信用、信頼はしますが、やはり教育というのはもっともっと大事なものだという思いがすごくありますので、そこら辺のこと、何度も何度も言いますが、よろしくご教授をお願いしたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 答弁を求めますか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第63号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第64号及び議第65号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第64号 和解について、議第65号 損害賠償の額を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（井出秀成君） それでは、議第64号及び議第65号のご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

議第64号 和解についてでございます。

平成22年10月30日午後4時ごろ、下田市が管理する下田公園において、倒木により、相手方所有の建物及び電気設備を損壊した件について、次のとおり和解するものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

和解事項につきましては、本市は、相手方に対し損害賠償金を支払うものでございます。

相手方は、本市に対して、本件に関し、裁判上、裁判外問わず一切異議、請求の申し立てを行わない内容となっております。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

台風14号の強風により、下田公園入り口左側の記載相手方施設裏側、公園斜面の松の木が根元より少し上のところで折れまして施設に落下し、階段の手すりや電気設備に損害を与えましたので、公園管理者として国家賠償法第2条の規定により賠償責任を負担することで相

手方と話し合いを行ってまいりました。相手方には大変ご迷惑をおかけしましたが、ご理解が得られ、このたび合意することができましたので、和解についての議決をお願いするものでございます。

議案件名簿の3ページをお開き願います。

続きまして、議第65号 損害賠償の額を定めることについてでございます。

平成22年10月30日午後4時ごろ、下田市が管理する下田公園において、倒木により、相手方所有の建物及び電気設備を損壊した件について、次のとおり損害を賠償するものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、77万2,800円でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

損害賠償額77万2,800円は、市が加入しております市民総合賠償補償保険で対応するものでございます。

なお、今後の事故予防策につきましては、施設付近の2本の松の処分を予定しております。本日、お手元に配付させていただいた資料でございますけれども、位置図の黒丸のところから施設のほうに落下しまして、現場概略図のほうで、その倒れた松が手すりに当たりまして、手すりをタンク側のほうに曲げてしまいました。さらに、その左下の配電管には600ボルトのラインが38本入っておりました。そちらを壊してしまいました。そちらの復旧の修繕の補償明細が、手すりにつきましては13万6,500円、配管の修繕が63万6,300円、合計で77万2,800円になるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 議第64号及び議第65号の当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第64号 和解についてに対する質疑を許します。

11番。

11番（土屋誠司君） 和解の議案ですけれども、今後の松の処分ですけれども、これは生きた松を処分するわけですか。それで、倒れたのは枯れたものかということと、処分ということは根から切るんだと思うんですけれども、それよりは前から言っていますけれども、公園のやっぱり木をある程度抑えるというか、強剪定というか、そういう整備の仕方を全体を

やっていくべきだと思うんです。そういう計画はあるのかないのか。

前から言っているんですけども、各地の京都等のああいうところでも今、全部頭をとめたりとか、そういう整備をしていますけれども、下田市はその辺をどう考えているのか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 倒れた松につきましては、生きた松でございました。周辺にある2本の松につきましては、1本は枯れた状態になっています、もう1本は生きた状態になっています。

公園全体の剪定については具体的に今、計画ないんですけども、必要に応じて前々年度でしたか、間伐とか、できる限り手は入れるようにしております。この施設の周辺につきましては、実は平成19年に雑木が倒れた経過がありまして、そのときにできる範囲でその辺の周辺につきましては剪定といいますか、少し抑えた経過がございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） ぜひ、全体を今後、公園の整備とあわせてやっていっていただきたいと思います。終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 公園につきましては、かつて駐車場に落石があって補償というようなことも起きてきたかと思うわけです。そういう意味では、公園のこういう倒木に対する管理や体制がやはりどうなっているのかということはきちりしていく必要があるんじゃないかと思うわけです。そういう点で、どのような、こういう事件が起きる中で、管理を強化しようと考えられているのか、また、どういうぐあいに管理してきたのかという点を、また、お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 公園につきましては日常的に管理者がおりますので、危険を感じるものにつきましてはその都度処理をしております。今回といいますか、特殊な事例かと思えますけれども、ただ、今後現場を見てご存じかと思えますけれども、ちょっと枯れた松が目立つようになっております。枯れているということは危険を伴うわけですので、それらについては今処分の段取りをしているところでございます。今後も十分そういった、先ほどの土屋議員さんの部分もありますので、含めて、そういった部分は適切に管理を全体を見

ながらしていきたいと考えております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第64号 和解については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第65号 損害賠償の額を定めることについてに対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

8番。

8番（土屋 忍君） それではちょっと1点だけ、ここに書いてあります金額2項目あるわけですけども、これは見積もり上なのか、それともこれは実費でこういうものが払われて、それがこの金額で決定されたという金額なのかということが1点と、あとは、これに2項目の修繕をする間というのはかなり期間があったと思うんですけども、それに対する、関して営業的な不備があって、それに対する営業補償的なものというのはあったのか、なかったのか、その点だけちょっとお伺いします。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） まず、金額につきましては見積もりイコール実費でございます。

営業的なものにつきましては、手すりにつきましては特に大きな営業的な支障はないんですが、配電管につきましてはその可能性があったんですけれども、とりあえず断線したわけではなかったものですから、応急処置をしまして速やかに本復旧しましたので、営業的には支障がございませんでした。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議第65号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおりこれを可決することに決定いたしました。

議第66号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第66号 第4次下田市総合計画基本構想についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、議第66号 第4次下田市総合計画基本構想についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の4ページをお開き願います。4ページは議案のかがみでございまして、第4次下田市総合計画基本構想について、地方自治法第2条第4項の規定により、第4次下田市総合計画基本構想を次のように定めるもので、第4次下田市総合計画基本構想は別冊によるものでございます。

地方自治法第2条第4項ですが、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと規定しております。この規定は、ご承知のとおり、市町村は住民の日常生活に直結し、地域社会の経営について基礎的な責任を有する行政主体であり、急激な地域経済社会の変動の中にあつて、市町村が真に住民の負託にこたえ、地域社会の経営の任務を果たすためには、市町村そのものが将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立することが必要であると考えられたことから、法律で基本構想の策定を義務づけることにより、地域の発展と住民負託にこたえることのできる行政経営を実現していくという趣旨で、昭和44年の地方自治法の改正によって創設されたものでございます。

なお、基本構想は、当該地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本になるべきものでないという極めて重要な性格を帯びているものでございます。

提案の理由でございますが、平成12年度を初年度として、その後の10年間を計画期間とする第3次下田市総合計画が今年度平成22年度をもって計画期間満了となるため、今後、平成23年度以降の新たな10年間にわたる本市の基本構想を定める必要があり、議会の議決を求めするために提案するものでございます。

なお、今回の計画策定も、第3次下田市総合計画と同様、外部委託ではなく、庁内職員の手づくりにより原案を作成し、所要の経路を経て総合計画審議会に諮問し、その答申を可能な限り尊重し策定したものでございます。

議案の説明の前に、議案参考資料につきまして確認させていただきたいと存じます。

議案参考資料といたしまして、別冊のとおり第4次下田市総合計画基本計画、実施事業年度別内訳、計画策定経過、審議会への諮問、答申の写し、そして審議会規則と最後に審議会委員名簿を登載させいただきましたのでご確認いただきたいと思います。

なお、参考資料につきましては、後ほど簡単に概要説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

まず、表紙でございますが、表紙につきましてはどのような装丁にするのか、まだ具体的

に詰めておりませんが、表紙と裏表紙は4色カラーで印刷し、シンプルでしかも人目を引き、計画書に目を通していただけるようなデザインを考案したいと考えております。

続きまして、1ページをお開き願います。

1ページ目は、下田市民憲章と下田市平和都市宣言を掲げさせていただきました。

2ページ目は目次でございます。まず、序論として第1章 総合計画の策定にあたってから、第5章 まちづくりの主要な課題まで、それぞれの章ごとに関連項目を付して記述する構成になっております。なお、序論の第2章では、市民及び高校生、中学生に対するアンケート調査の結果等を分析しながら本市の現状と動向について記述し、また、第4章ではSWOT分析ということで本市が持つ強み、弱み、機会、脅威に区分し、分析の結果を列挙しております。

基本構想は、第1部基本構想として大項目でくくり、第1章 まちづくりの目標から第4章 第4次下田市総合計画の施策体系までの構成となっております。

それでは、3ページをめくっていただきまして、3ページから15ページまでが序論でございます。第1章 総合計画の策定にあたっては、3ページの1 計画策定の目的から4ページの4 計画の特徴まで記述してあります。

3ページの1、計画策定の目的ですが、本市を取り巻く行財政の環境がますます厳しさを増している中、高度、多様化する市民ニーズにこたえていくために、限られた人的・財政的資源を効率、効果的な形で行政運営に投入していくことが求められておりまして、第3次下田市総合計画の計画期間が本年度平成22年度で終了することに伴い、以降10年間のまちづくりの基本的な方向を示し、より豊かな市民生活を実現するための総合的な指針として第4次下田市総合計画を策定するものでございます。

2の計画の期間ですが、本計画は2011年4月、平成23年度から2021年3月、平成32年度までの10年間を計画期間とします。

3の計画の構成ですが、本計画は基本構想、基本計画、それから実施計画をもって構成し、基本構想は本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針で、本市の将来都市像とそれを実現するために必要な施策の大綱を提示するものでございます。

基本的計画は、基本構想の施策の大綱に基づき分野別に基本目標を定め実現するための施策を体系的に提示するもので、計画期間は10年間でございますが、社会環境の変化などに対応できるよう中間年に見直すこととしております。

実施計画は、基本計画に示された施策に基づき具体的な事務事業を企画、立案し、予算編

成の指針として位置づけて本計画の実効性を確保するものでございます。なお、実施計画の期間は3年間で、毎年度、計画と実績のギャップをチェックし、必要に応じて計画を再編成して目標の達成を図ることとしております。

本計画の特徴は、4ページの4、計画の特徴、(1)の経営管理が可能な計画に記述のとおり、行政に経営的な視点を導入し、目標を明確にして事業の成果を追求しつつ、資源を効果的に投入できる戦略計画とします。また、達成状況の評価や検証が可能なように、目指すべき目標に具体的な数値を掲げることとしております。

また、(2)の健全な行財政運営を維持できる計画に記述しているように、限られた財源や人材を効率的、効果的に投入し、優先的かつ重点的に取り組むべき事業の選択と集中を明確に位置づけ、健全な行財政運営を維持できる計画とするため、人口や経済など、社会環境や行政事情に配慮した財政計画を提示することとしております。

さらに、本計画は市民と行政が計画に掲げた目標を共有し、ともに歩むべき道しるべとなるものであることから、(3)の市民と行政が共有する計画に記述しているとおり、これからのまちづくりを産、学、民、官相互に手を携えながら進めていくことを目指すものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

第2章はまちの現状と動向ということで、本市の位置や人口、世帯数の推移とともに就業人口について概観しているものでございます。

1の人口、世帯、就業者数の推移でございますが、(1)人口の推移ということで、平成17年に実施した第18回国勢調査の人口は2万6,557人で、昭和50年の国勢調査の人口3万1,700人と比較して5,143人、率にして16.2%の減少となり、今後も人口の減少は進むものと予想され、平成32年には約2万2,000人になるものと推計されます。

年齢別人口構成比では、平成17年に老年人口が全国平均の20.1%を大きく上回る28.6%となり、一方、年少人口は11.4%で全国平均の13.7%を下回っております。今後も老年人口の増加と年少人口の減少により少子・高齢化が一層進むと予想され、平成32年には老年人口は40%を超え、年少人口は8.4%となり10%を大きく割り込むものと推計されます。

6ページをご覧ください、(2)の世帯数の推移でございますが、1世帯の平均人員は減少傾向にあり、平成32年には2.14人になると推計されます。

次の(3)産業分類別就業人口の推移でございます。平成17年の国勢調査による本市の産業分類就業別人口は1万2,913人でしたが、平成32年には3,737人、28.9%減の9,176人にま

で減少するものと推計されます。

7ページをご覧ください、2の市民意識調査についてでございます。

本計画の策定に当たり、昨年10月から11月にかけて無作為抽出による20歳以上の市民1,000人を対象にアンケート調査を実施いたしました。有効回答率38.3%でしたが、(1)の生活環境に関する設問に対し、海や山、温泉、気候などの自然環境を住みよさの要因に挙げた人が82.5%で特に高く、一方、住みにくさの要因として病院や介護施設などの医療や福祉の環境を挙げた人が56.9%、就職環境を挙げた人が50.9%と高くなっております。

8ページをご覧ください、(2)満足度と重要度についてということで、市民アンケート調査の結果に基づき、満足度と重要度の相関図を用いて本市のまちづくりに対する市民の意識を可視化しました。満足度は、まちづくりに対する市民の評価であると言えます。一方、重要度は市民の価値観であると言えます。相関図は、縦軸が満足度、横軸が重要度をあらわし、37項目の平均値を基準に4つのタイプに大別しております。

満足度が低くて重要度が高い項目を重点化領域に位置づけ、重点化領域に該当する項目を今後市が優先的に取り組んでいく事業に位置づけることとし、医療体制の充実、働きやすい環境の整備、商工や観光業の振興、効果的・計画的な行財政の運営、災害に強いまちづくりなどが挙げられます。

続きまして、9ページでございますが、(3)行政サービスと市民負担については、これからの行政サービスと市民の負担のあり方について設問したもので、市民や民間事業者に任せられることは任せて、行政のスリム化を図るべきが57.2%と特に高い回答となりました。

次の3、中学生と高校生の意識調査についてでございますが、市民アンケート調査と同じ時期に市内の中学在学2年生と高校在学2年生に実施したアンケートによる意識調査を実施しました。意識調査の中で、本市の居住性に関する設問に対して、「どちらかといえば住みやすい」という回答が中学生、高校生ともに50%を超え、「住みやすい」という回答と合わせますと中学生72.2%、高校生62.5%と高い回答率になっております。

10ページの(2)将来住みたいかという問いに対しましては、「下田以外にも住みたいが、いずれもどってきたい」が中学生、高校生いずれも最多の回答となっております。

続きまして、11ページをご覧ください、第3章 本市を取り巻く社会環境でございます。

産業・経済のグローバル化が顕著となり、国内においては政治、経済を初め、さまざまな分野で変革期を迎えている中、本市を取り巻く環境に対する共通認識を持つ必要があることから、5項目について記述しております。

1の人口減少と少子高齢化社会の進行では、全国的に進行している少子・高齢化は我が国の産業、経済活動に負の影響を与え、国民の将来に対する不安の大きな要因となっているとともに、それによって引き起こされるさまざまな課題への対応が求められることを指摘しております。

2の環境保全への意識の高まりでは、化石燃料を初めとする天然資源の枯渇問題や自然破壊による動植物生態系への影響、また温室効果ガスによる地球温暖化対策など、重要な環境問題の顕在化により環境保全への意識が高まり、環境への負荷が少ない持続可能な社会を形成する取り組みが求められているという記述でございます。

3の深刻化する経済状況は、高い水準で推移する失業率と雇用環境の悪化に加えて、円高、デフレ状況等、経済を下押しする懸念材料が少なからず存在し、また、地球規模で展開する市場競争の激化により世代間や地域間の格差も拡大している現状から脱却し、将来世代も含め、暮らしの豊かさや地域の発展を実現するための取り組みが必要であるという記述でございます。

12ページの4、住民意識と行動の変化は、我が国の経済が成長期から成熟期に移行する過程にある中で、住民意識や生活スタイルの変化がさまざまな分野に影響を及ぼしていること、また、生活圏の広域化、高度情報通信社会の出現等による住民意識や行動の変化が起きていることを的確にとらえ、時代の潮流に乗り遅れないまちづくりを進めることが求められているという内容でございます。

5の地域主権社会の進展では、国の重要課題として明治以来の中央集権体質から脱却し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる活気に満ちた地域社会を形成していくという、地域主権の確立に向けての取り組みが推進されている中で、基礎自治体は地域における行政を自主的かつ総合的に担う責務を有しており、地域主権の中心的な役割を果たす必要があることについて述べております。

次に、13ページをお願いいたします。

第4章は市の現状分析でございまして、第2章のまちの現状と動向、第3章の本市を取り巻く社会環境を踏まえ、本市の現状を把握し、本市の取り組むべき主要な課題を抽出するため、S W O T分析の手法により本市の強み、弱み、機会、脅威を列挙し、強みの強化と弱みの克服、そして機会を生かし、脅威を回避する施策を検討する必要性について記述しているものでございます。

続きまして、14ページをご覧いただき、第5章はまちづくりの主要な課題について記述し

ております。

これまで記述してまいりました各章の内容を踏まえ、本市が重点的に取り組むべきまちづくりの主要な課題を整理したものでございます。

1の人口減少と少子高齢化社会への対応ですが、本市の人口は昭和51年4月1日現在の3万2,054人をピークに減少傾向が続き、社会動態による減少に加え自然動態による減少も進んでいることから人口の減少と少子・高齢化の進行は今後も続くものと予測され、その結果、地域活力の低下やさまざまな悪影響が懸念されます。人口の減少に歯どめをかける効果的な施策の調査、研究を進め、少子・高齢社会に対応した施策の推進の必要性を述べております。

なお、人口の減少に応じて公共施設のあり方についての検討が必要であることを付記しております。

2の恵まれた自然環境の保全と活用では、自然環境の保全は重要な課題であり、山林や農地の荒廃や産業廃棄物処理問題など、暮らしと環境保全との調和が身近なテーマとして顕在化していることに触れ、本市の魅力である豊かな自然環境を守り、資源として活用しながら、後世に伝えていかなければならないことを明記したものでございます。

3のまちの活力の向上は、市民意識調査の結果を受けて、本市の基幹産業である観光業の低迷を打破するため、各種産業との連携強化を図りながら官民一体となった対策を講ずることの必要性を強調しております。

また、後継者不足が深刻化している農林水産業について、自然環境や国土の保全、景観形成の観点なども絡めながら効果的な施策を展開する必要性を記述しました。

15ページをご覧ください、1行目から商工業についての記述でございまして、商工業は後継者不足等の要因により廃業が相次ぎ、特に中心市街地では空洞化が進行して地域のにぎわいや活力の低下が懸念されていることから、雇用の場の創出、魅力あふれる個性的なまちづくりを市民総意のもとに推進し、まち全体の活力を向上させていく必要性について言及しております。

また、産業の振興と密接に関連する高度情報通信技術は近年加速度的に進展しておりますが、半島先端地域の条件不利地域におきましては都市部と比較して高度情報通信基盤整備に格差が生じていることから、関係各方面に対して格差是正のための働きかけを行い、格差の早期解消に努める必要があることを記述しております。

4の安心できるまちづくりの推進では、自然災害や火災などから市民の生命、財産を守るため、地域防災体制の強化とともに消防、救急体制の充実を図り、災害に強いまちづくりが

求められていること、また、安心して子供を産み育てる環境づくりと福祉、医療体制の充実が必要なことから、保健、福祉、医療の広域連携を強化し、安全・安心して暮らせるまちづくりの推進を目指すものでございます。

5の計画的で効率を重視した行財政の運営では、今後、税収の伸びは期待できず、財政状況の下振れリスクが見込まれる中、市民ニーズや少子・高齢化への対応による財政出動は避けられないものの、財政の悪化は将来世代への負担の先送りとなり、世代間における不公平感の増幅のほか、将来の自由度が制限されることにより行政運営の硬直化が進むことから、限られた人的、財政的資源を事業の緊急度や優先度を精選し、選択と集中により計画的に事業化を進めて、地域主権の実現に向けて効率的な行財政運営に努めなければならないと記述しております。

続きまして、16ページからが第1部 基本構想でございまして、第1章はまちづくりの目標に関する記述でございます。

1のまちづくりの基本理念でございますが、第4次下田市総合計画におきましては、第3次下田市総合計画に掲げられた基本理念を継承し、「下田を愛する、市民を始めとする幅広い人の参加により、本市の持つ自然や歴史、文化を活用し、市民一人ひとりが誇りを持って暮らすことのできるまちづくり」を基本理念に掲げております。

2の将来都市像は、まちづくりの基本理念を踏まえ、平成23年度から平成32年度までの計画期間に本市が目指す将来都市像を、「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」と定め、5つのコンセプトを掲げております。

1つ目は、本市には豊かな自然が残され、市民の生活や経済的基盤を支えるとともに、訪れる人の大きな魅力にもなっており、この貴重な財産を将来に継承するとともに、人と自然が共生する自然を活かすまちを目指します。

続いて、古来より海とのつながりが深く、特色のある歴史や文化をはぐくんできた本市には、特に幕末のペリー来航による我が国開国の歴史の表舞台として国内外に広く知られております。これらの貴重な歴史的資源を守るとともに、市民や訪れる人が歴史に親しみ、下田への誇りと愛着を持つことのできる歴史を活かすまちを目指します。

17ページをお願いします。

3つ目は、これからは市民の身近な生活環境へのニーズが高まり、良好な居住環境が一層重視される傾向が強まるものと考えられます。市民が健やかに安心して暮らし、訪れる人も安心できる、やすらぎのあるまちを目指します。

4つ目は、活力のあるまちということで、市民生活の質の向上や利便性を高めるとともに、本市の活力を生かし、市民と協働して活力のあるまちを目指します。

5つ目は、美しい自然環境を守り、住む人の営みなどの美しい景観をつくり、さらに住む人の美しい心を磨き、環境、景観、心のすべてが美しいまちを目指します。

18ページをご覧ください、第2章 土地利用構想でございます。

1の土地利用の基本方針ですが、土地の有限性、公共性、資源性を踏まえ、良好な自然環境を保全しつつ、地域特性を生かした土地利用を推進する必要があり、総合的で長期的視点に立脚して、計画的な利用を目指すというものでございます。

基本方針の重点的なスタンスですが、(1)としまして自然環境の保全を挙げています。本市の豊かな自然は、市民の社会生活基盤であると同時に観光資源としても重要な要素となっております。地球規模で環境問題が着目されるとともに、物質的な価値が優先された時代から自然回帰への志向が高まる中、今という時代に生きる私たちには、経済性や効率性を優先した開発などによる破壊から本市の豊かな自然環境を守り、保全し、将来にわたって継承していく責務があります。本市の自然環境を守るため、海と森、上流と下流を常に一体的にとらえ、環境と景観の基盤である森林や海岸線の保全を図り、自然と共生した土地利用を推進します。

(2)としまして、地域特性を生かした土地の有効利用を挙げております。本市の有する自然、歴史、文化は、地域を輝かせる重要な要素でございます。市民が住みやすさを実感できる郷土づくりを目指し、地域の個性や特性を十分生かした土地利用を推進することとします。

(3)としまして、安心して暮らすことのできる土地利用を挙げました。本市は、地理的な要因から自然災害を受けやすい立地条件にあります。自然災害の防止や防災対策のための基盤整備を計画的に実施し、災害に強い安全な土地利用を推進します。また、市域の約80%が山林原野に覆われ、限られた平たん地に居住空間や産業施設等が集積し混然とした都市構造が形成されており、市民生活を営む上でさまざまな課題を抱えております。市民生活の安全を守り、快適で安らぎのある居住空間の確保に努め、安心して暮らすことのできる土地利用を推進していくものでございます。

19ページをお願いいたします。

2の区分別土地利用構想でございますが、(1)としまして、土地利用区分の位置づけを記述しております。自然との共生を図りつつ、産業の活性化と安心できる生活環境づくりを

進めるために、本構想では市域を機能別にゾーン設定し、ゾーンごとの特徴に対応した土地利用を推進することとしております。具体的には、産業経済、行政、文化などの中枢を担うみなとまちゾーン、住みよい生活環境の整備を進める集落ゾーン、そして自然環境の保全を前提に調和のとれた活用を目指す森林ゾーン、農用地ゾーン及び水系ゾーンを設定しました。

また、市民生活に大きな影響を及ぼす地域をエリアとして設定し、機能別に区分したゾーン別土地利用構想と重ねて土地利用の推進を図ることとしております。エリアの設定は、富士箱根伊豆国立公園に指定され自然公園法の規制が及ぶ海岸線とその周辺部を海岸エリアに、稲生沢川上流の水源保護地域を水源エリアに、また、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域を高規格幹線道路周辺エリアに設定しております。

なお、21ページに区分別土地利用構想をカラーで図示してございますので、本文と重ね合わせてご参照いただきたいと思います。

(2)は、ゾーン別土地利用構想につきまして、ゾーンごとに概説を記述したものでございます。

最初に、みなとまちゾーンですが、下田港と中心市街地一帯をみなとまちゾーンとして位置づけます。このゾーンは、本市の生活文化、産業経済、公共交通等の都市機能が集積しており、観光や交流などを含め、市民生活の中心的拠点として生活・経済機能を充実させるための社会基盤整備を進めるとともに、自然や歴史、文化資源を活用してまちなみ景観にも配慮した整備を推進します。

次の集落ゾーンでございますが、みなとまちゾーンを除く既存の住宅地を中心に集落ゾーンとして位置づけます。集落ゾーンは、一般市民の生活の場であり、また別荘などの交流型居住も含まれることから、道路や公園などの社会基盤整備や生活関連公共施設の整備を計画的に進め居住環境の向上に努めるとともに、別荘地については周辺の自然環境との調和に配慮し、乱開発の防止に努めながら土地利用の適正な誘導を図ります。

続きまして、森林ゾーンでございますが、本市域の約80%を占める山林原野部を森林ゾーンと位置づけ、自然の生態系を維持する機能を保全するとともに、森林に触れ合う場としての活用について周辺との調和を図りながら推進するものでございます。特に、山林や里山の荒廃を防止し、国土保全機能や森林、田園風景の維持に努めます。

20ページをご覧ください、農用地ゾーンでございますが、現在農用地として利用されている地域を中心に農用地ゾーンとして位置づけております。営農の経済性を確保するため、農業基盤整備を強化するとともに農村集落環境の整備を図ります。また、耕作放棄地や農用地

の有効活用を積極的に推進するものとします。

続きまして、(3)のエリア別土地構想でございます。先ほどご説明申し上げましたように、市民生活に特に大きな影響を及ぼす市域をエリアとして設定するもので、海岸エリアは国立公園に指定されている美しい海岸線や海浜環境が無秩序な開発により破壊されないように抑止し、良好な環境の保全に努めるとともに、マリンレジャーに対する需要が高まる中で、自然環境との調和を図りながら、海に親しむ場や漁場、海浜レクリエーションなどを振興するための基盤整備を推進するものでございます。

次の水源エリアでございますが、良質な飲料水を将来にわたり守るため、自然破壊につながる無秩序な開発を抑制し水源涵養や保水能力の保全に努めます。

高規格幹線道路周辺エリアでございますが、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域は、地域の特性を踏まえ既存の住環境との調和に配慮した土地利用を図ることとします。

21ページをご覧ください、ただいまご説明申し上げました区分別土地利用構想の構想図でございます。

続きまして、22ページをご覧くださいまして、第3章 施策の大綱でございますが、将来都市像を実現するために施策の大綱を定めるものでございます。

1の美しいまちづくりの(1)美しい環境づくりでございます。

本市の豊かな自然環境は、市民生活や経済基盤を支えるとともに、魅力ある観光資源になっております。この貴重な財産の保全に努め、未来に継承し、その機能や効用を活用します。また、自然や歴史、文化の中で培われた魅力的な景観を後世に残すとともに、廃棄物の再資源化など環境への負荷を軽減させるまちづくりを市民との協働により推進し、人と自然が共生する資源循環型のまちを目指します。

(2)の身近な生活環境づくりでございますが、市民に身近な生活環境整備を進め、市民が安らぎを持って暮らすことのできる快適な生活空間づくりを推進して住みよいまちを目指します。また、生活していく上で欠かすことのできない大切な命の泉である水源環境の保全や安全で安定した上水道を供給するための施策を推進するとともに、未給水地域の解消に努め、さらに下水道や河川などの維持管理を充実して、安全で快適な水環境の整備に努めます。

2の人が輝くまちづくりでございます。

(1)の自ら学ぶ人づくりということで、先人が築いた歴史や文化、伝統などを市民共通の財産として継承し、市民が郷土に愛着を持ち活躍できるまちを目指します。また、市民の生涯学習の機会やスポーツを楽しむ環境を提供し、豊かな心をはぐくむとともに多彩で質の

高い芸術文化に触れる機会の拡充に努めます。

続きまして、(2)の未来の人づくりでは、次世代を担う子供たちには保育所、幼稚園や小学校、中学校が知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身につけ、はぐくむ教育を進めるとともに、幼稚園と保育所が一体となった就学前教育を推進します。そして、郷土の豊かな自然や歴史を学ぶ機会を充実し、郷土に愛着と誇りを持ち将来を担うことのできる人材を育成します。また、学校、家庭、地域が一体となり、学校教育や地域活動を充実させ、地域に開かれた学校づくりを目指すとともに、安全で安心して学べる教育環境の整備に努めます。

23ページをお願いします。

3の活力あるまちづくりでございます。

(1)の元気なまちづくりということで、本市の基幹産業である観光産業は市内全体の経済に大きな影響を与えております。近年の都市間競争、国際間競争が激化する観光産業に、本市の特性を十分に活用し、他との差別化を図るとともに、すべての産業が連携してまち全体の新たな魅力を創出し、発信できる仕組みを構築します。また、農林水産業につきましては、経済性の確保に努めるとともに、景観形成や生態系、水系、防災機能面においても影響が大きいため、本市の現状に合った幅広い施策を推進します。商工業は本市の活力と密接に関係しており、官民役割分担のもと相互連携と協力によるにぎわいづくりを推進します。

(2)の交流を促す基盤づくりでは、高度医療機関へのアクセスの向上や災害時の安全確保、産業経済の活性化を図り、地域間交流や連携の強化に極めて重要な役割を担う伊豆縦貫自動車道の早期完成を促進し、あわせて、関連道路網や歩行空間などの生活基盤整備を推進します。また、海の玄関口である下田港につきまして、人と海が触れ合える港を目指し、官民が連携して港湾機能を整備します。さらに、公共交通機関を維持するとともに、地域の実情に応じた交通体系、海上交通について調査、研究を進めます。

続きまして、4の安心なまちづくりでは、(1)として、人にやさしいまちづくりを推進します。また、子育てを支援し、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを推進します。さらに、地域福祉の再生に努めるとともに、支援を必要とする人の視点に立って福祉サービスの充実を図ります。

24ページをご覧ください、(2)の健やかなまちづくりということで、すべての市民が健康的に生活できるように保健、医療、福祉などの連携による総合的な健康づくり体制の確立を図ります。また、健康づくりに対する市民意識の啓発に努め、保健事業や健康相談、健康診断を充実し、疾病の予防や早期発見に努めます。特に、市民の医療ニーズに対応するため、

関係機関と連携し地域医療体制や救急医療体制の強化を図るとともに医療の充実に努めます。

続きまして、(3)の市民の安心づくりでございます。市民がより安全に安心して暮らすことのできるまちの実現を目指して、防災、防犯、消防、救急などの体制を強化するとともに、市民との連携による危機管理体制を構築します。また、学校や地域、関係機関との連携を強化し、交通事故防止対策や消費者の自立支援対策を進めてまいります。

続きまして、5の持続発展できるまちづくりにつきまして、(1)のとともに築くまちづくりでは、持続可能な発展できるまちづくりを進めるためには市民と行政が情報を共有し、信頼関係を保持しながら、同じ目線でまちづくりを考えていくことが重要であるという考え方を大前提に置き、性別、年齢、階層にかかわらず命のとうとさや個々を尊重し、あらゆる場においてだれもが平等で公平に行動できる平和や人権が確立されたまちづくりに取り組むこととするものでございます。

また、限られた人的資源や財源の中で多くの課題を解決するために、市民活動団体などとの協働を推進するとともに地域コミュニティ活動を支援します。さらに、国際交流や姉妹都市などの都市間交流は、市民との協働により、歴史や文化、経済などの幅広い分野での相互交流を推進します。拡大する日常生活圏や多様化する市民ニーズに対応するため、近隣の自治体と連携し広域行政の円滑な運営を図るとともに、南伊豆地区の拠点として本市が有する機能を自己認識し、広域連携へ向けた取り組みの強化に努めます。

25ページをご覧ください。

(2)の効率的・計画的なまちづくりでございます。人口の増加や高度経済成長に支えられてきた社会においては、幅広い分野でさまざまな行政サービスを提供することができました。しかし、低成長からマイナス成長の社会に入り、予算の確保や事業実施に伴う人員の確保も困難な時代が長期化している今日、これまで最優先としてきた財政健全化とあわせて直面するさまざまな行政課題を解決していく必要があります。

公共施設については、耐震化とともに人口減少や少子・高齢化を視野に置いた適正配置と施設整備を実施します。また、長期的視点に立って施策を選択し、予算と人員を集中して計画的に施策を実施するとともに、行財政改革を着実に進め将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

さらに、市役所の各部署に必要な職員数を客観的に算出し適正な人員配置に努め、さまざまな行政課題に迅速に対応できる組織体制を構築するとともに、緊急事態にも弾力的に人材投入できる効率的な組織を確立します。

続きまして、26ページは第4次下田市総合計画の基本構想において、将来都市像に掲げた「自然と歴史を活かし やすらぎと活力のある美しいまち」の実現に向けた施策の体系を示したものでございます。

それから、将来都市像を実現するために、美しいまちづくり、人が輝くまちづくり、活力あるまちづくり、安心なまちづくり、そして持続発展できるまちづくりという5本の柱を施策の大綱として位置づけ、それぞれの柱を美しい環境づくりから効率的・計画的なまちづくりまでの11の分野に分類し、さらに、当該分野の施策を進めるに当たって、39の項目を基本計画に位置づけた上で、現況と課題、基本目標、目標値、基本目標を実現するための施策という構成により、今後具体的に施策を推進していくこととなるものでございます。

以上が基本構想でございます。

続きまして、議案参考資料でございます。

1ページから86ページまで、財政計画を含む基本計画の内容を記載してあります。

87ページ、88ページは、基本計画の82ページから83ページに記載された事業の年度別内訳でございます。個別34事業と負担金関係6事業につきまして平成32年度までの年度別の内訳を示したものでございます。

89ページは、第4次下田市総合計画の策定過程ということで、今回の総合計画策定のフローでございますが、若干補足説明させていただきますと、ページの左側が庁内での検討経過、中央部は総合計画審議会の審議状況、ページの右側が市民、市議会とのかかわりの概要ということでご理解願います。庁内での検討につきましては、今回の計画に対して市役所各課から提案を受け、それを事務局の企画調整業務担当が集約して、各課から選抜した中堅職員24名で構成する総合計画策定庁内会議で延べ15回の会議を開いて鋭意検討協議し、その後、市長を会長に、副市長、教育長及び各課長で組織する策定委員会を5回開いた中で最終案を取りまとめ、本年6月15日に総合計画審議会に諮問し、委員20名により7回に及ぶ審議会の慎重審議を経て本年10月28日に答申をいただいたものでございます。また、市民および議会との関係につきましては、一般市民、中学生、高校生のアンケート調査、経済4団体とのヒアリング、市内6地区での懇談会、パブリックコメント、議会全員協議会での説明等のほか、総合計画審議会の会議録、その他関係資料を市のホームページ上で随時公表するなど、計画策定の過程において情報の開示と透明性の確保に努めたところでございます。

90ページから93ページまでが、総合計画審議会への諮問書と答申書の写しでございます。

なお、答申に3項目の附帯意見が添えられております。今回の総合計画は、激動の時代に

においてターニングポイントとなる大きなうねりの中でまちづくりを進めていくための基本的な指針であり、審議会のご意見を十分受けとめながら実施計画に反映させていく必要があると認識しております。

94ページは総合計画審議会規則、それから95ページに総合計画審議会委員名簿を登載させていただきましたのでご覧いただきたいと存じます。

以上、非常に雑駁な説明で恐縮でございますが、本計画を議決いただきました暁には広く市民の皆様にも周知し、ご理解とご協力をお願いするとともに、計画の実効性について最善の努力を傾注し、次代に誇れるまちづくりに向けて邁進する所存でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午前 11時 3分休憩

午前 11時 13分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） まず、この総合計画は今回は自前で作るということで、担当職員の方におかれましては大変ご苦労されたということでございまして、まずは敬意を表したいと思います。大変立派なものができると思っております。

その中で、この基本構想の12ページにございます地域主権社会の進展ということございまして、中央集権体質から脱却、この国のあり方を大きく転換する改革と位置づけていますということ、中央集権から地域主権へということなんだと思いますけれども、中央集権に対する言葉というのは地方分権だと私は考えております。主権というのは国民にあるのであって地域にはないというふうに私は考えているんですけれども、この地域主権という意味をまずどういうふうに考えてられるのか、そして、地域に主権があるのかどうかということ、その地域の定義をお示しいただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） この地域主権という言葉の意味合いというご質問でございま

すけれども、これは政権が現在の政権にかわったときに、1つの公約といたしまして地方分権という言葉から地域主権という言葉に一步踏み込んだ形の使い方をしていたところがございます。国の地域主権戦略大綱というのが平成22年6月22日に閣議決定されておりまして、ここで地域主権改革の全体像ということで地域主権改革の理念と定義というものを示しております。

この地域主権というのは、住民に身近な行政というのは地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革というのを地域主権改革というふうに位置づけておりまして、これまで明治以来の、言ってみれば中央集権の体質から地域にその辺の権限も財源もおろして、地域は地域で、地域の総意に基づいて考えていこうと、そういう1つの考え方であるというふうに理解しております。

地域が主権を持って担えるのかというご質問でございますけれども、それは今後の地域に対する国の考え方によって動いてくるものというふうに理解しております。ということは、言葉だけで地域主権といっても、そこに裏づけとなる財源がなければ地域運営はできないわけでございますので、その辺の税制制度を含めて、改革をこれからどう進めていくのかによって変わってくるのではないかとこのように理解しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 私が聞いているのは、地域の定義です。地域主権と言われているので、国民に主権はあるけれども、地域に主権が果たしてあるのかという疑問がありますので、その地域の定義は何だということを聞いています。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 国のほうで地域主権の改革関連法案を出しましたけれども、今回、成案として成立いたしませんでしたけれども。考えているのは、もう基礎的な基礎自治体、市町村の基礎自治体、これも1つの地域という形でとらえることはできますけれども、この基礎自治体を構成しているのは、それぞれのやはり自治体の中にあるさまざまな地域だということに理解しているんですね。ですから、基礎自治体はさまざまな小さな集落から成り立っていて、その小さな集落の統合的な形が1つの自治体であって、その自治体をさらに1つの枠で組んだものが、例えば今回道州制の中でも議論されておりますけれども、関東圏とか中部圏とか、あるいはそういったような枠組みであるというふうに理解しておりまして、

要するに日本という国に対する対義語としての言葉の使い方というふうに理解しているところでございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） そうすると、国に対しての地域という意味合いだと思うんですが、国家に主権はないのであって、国民に主権があるという意味においては、私はちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、それはそれといたしまして、12月1日だったと思うんですけども、今回の地域主権法案というのを政府のほうで成立を断念いたしました。その中で、地域主権の文言を削除するというところで民主、自民、公明の3党は同意していたわけですが、時間切れということで継続審議になったという経過がございます。このあたりのことを考えて、この文言をどうするかということなんですけれども、私はこれは文言を変えるべきだというふうには思っていますが、皆さん、いろいろな考え方がおありでしょうから質問はここまでにしたいと思いますが、そういう経過もあるということをご承知をいただきたいなというふうに思っています。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） ただいまの田坂議員のご指摘のとおり、政府与党は本年の12月1日にこの地域主権改革関連3法案につきまして来年の通常国会で成立を目指すという形になりましたけれども、民主、自民、公明の3党という、この法案名から地域主権という文言を削除するというところで修正合意ができました。

下田市の総合計画の中においても、地域主権という文言が目次とかあるいは地域主権社会の進展とかと、この中に使われているわけなんですけれども、議員の指摘どおり、今後の取り扱いには注意を要する事項であるというふうには認識しております。ただ、この地域主権改革というのが地方や地域に対する自立と責任の改革でございまして、地域の改革には対応していく必要があるというふうに理解しております。

この地域主権の言葉について、実は県も現在総合計画をつくりまして、この12月に議会のほうにお示ししてご審議いただくという形になっていると思うんですが、この地域主権、我々もこの法案から地域主権という言葉削除したということに対しまして、県のほうの総合計画について見解をお伺いしたこともございます。県のほうは、一応国のほうの法案の関係については文言を削除するという形になったけれども、地域主権という言葉そのものは現在、それからこれからも恐らく使われてくるだろうと、そういうことが見込まれるということで、法案名からの削除というふうに我々は理解させていただいているということでござい

まして、議員のご指摘もありますので、また内部的に検討させていただきたいと思えますけれども、この地域主権の言葉をとりあえず修正するという考え方は今のところはございませんので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） この基本構想を読んでみて、情報通信という言葉が消えちゃっているんですけども、これはどういう考え方なのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。1カ所、どこかにあったような気がしたけれども。

続けて補足しますと、審議会の答申においても答申書の中でもありますよね、答申書の4番目でしたか、情報基盤整備についてというふうなことで審議会のほうからも附帯意見の中で指摘しております。ということは、要するに基本構想の中に言葉としてはたしか1カ所あったんですけども、ちょっとどういうふうに取り扱っていくのかということについての、基本構想の中で明確な位置づけがなされていないんじゃないかというふうに思います。

特に、第3次総合計画を見ても、例えばまちの活力づくりというところにおいては、情報化が進展する中で地理的、時間的制約の少ない情報化産業などの新しい産業誘致の可能性について検討を進めますとか、あるいは、第5節 ヒト・モノ・コトの中で、交流を創る交通網づくりという中で、さらに情報化に対応した情報の集積・発信機能を整備し、地域内の総合的な交流ネットワークづくりに努めますというふうなのが具体的な目標として書かれているんですが、今回の基本構想においてはそういうところがなくなっているんじゃないかというふうに思います。特に、例えば基本構想の中のまちづくりの目標等々においてもちょっと見られていないと思うんですが、これについてちょっとお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 先ほどのこの総合計画の説明の中の15ページでございますけれども、15ページの4の安心できるまちづくりの推進のところからちょっと3行戻っていただいて、情報通信技術は加速度的に進展しというところから、この辺の説明につきましては、当然高度情報通信技術というのがこれからの社会の中では非常に重要な位置を占めてまいりますということと、技術につきましても加速度的に進展しているということでございます。しかしながら、伊豆半島というこの半島の先端地域につきましては、現在、光ファイバーと

というのが東伊豆町の一部までしかまだ敷設されていないという状況があります。こういった条件不利地域におきましては、当然都市部と比較しまして高度情報通信基盤による格差が発生しているということから、関係各方面にこれから格差是正のために働きかけを行って格差の早期解消に努める必要があるということでございます。

この審議会の審議の中におきましても、自治体間の格差もあるということも現実問題としてあるわけでございますけれども、下田市という地域の中においても情報の通信基盤の整備の格差というのが生まれているので、それらを踏まえて今後情報通信の基盤整備を進めていくようにということのご意見を承っておりますので、それらを踏まえながら、今後情報通信基盤の整備については対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 基本的にこれからの下田市、どういうふうなまちづくりにしていくのかという観点からして、そこの中に情報通信をどういうふうに位置づけていくのかというふうなところの視点がすごく弱いんじゃないかというふうに思います。私が言っているのは特に、これまでも一般質問等々で言ってきましたが、まさしく今、情報通信の時代であって、新しいビジネスチャンスも情報通信抜きにしてないわけですし、これから下田のまちをどういうふうな形で、経済を含めてまちづくりしていくかということにおいては、この視点を抜かしてはまちづくりもなされていかないじゃないかと、私はそういうふうに思います。

そういうふうな視点からすると、これから先10年間、下田のまちづくりの中に情報通信という視点、それによつてのまちづくりという視点がすっぱり抜けているんじゃないか。15ページには確かに書いてありますよね、状況としてそういうふうに、情報通信の整備の格差が顕在化していますと書いてあるだけですよね。じゃ、どうするのかということがないわけですよ。少なくとも、第3次総合計画の中では、まちづくりの中にそういうふうに書いてありますよね。

ですから、特に第4次においてだったら、活力あるまちづくりの中に、商工業等々の中にそういうふうな情報通信の言葉が当然あってしかるべきじゃないかというふうに思っているんですが、そこら辺のところのすっぱり抜け落ちているというふうなことを私はちょっと思ったので、そこら辺についてまちづくりの中でこれからの経済も含めてどういうふうにまちを発展させていくのかというところに、情報通信をどういうふうに組み込んでいくのか、生かしていくのかというふうな、そういう視点がないんじゃないかということについて、もう

何ですか、総合計画って何なんですか。現状をそのまま述べるだけのものなんですか。このまちをどういうふうにつくっていくのかということでしょう。現状が光ファイバーが来ていないから、だから記述しないなんていうのは、それじゃ総合計画じゃないんじゃないですか。これからこのまち、こういうふうなまちをつくっていくんだというふうなところから、そのために、じゃ情報通信についてこういうふうにしていこうという、現状はこうだけれどもこういうふうにしていこうという、それを語るのが総合計画じゃないんですか。もう一度、お答えをお願いします。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） この計画の構想の中での記述について、非常に言葉が足りていないというご指摘でございます。先ほど申し上げましたように、第3次の計画に比べればボリューム的には非常に後退しているというような印象はぬぐえないかと思えますけれども、今後、高度情報通信基盤整備に格差が生じているという、そういう認識を前提に格差の解消に努める必要があるということで構想に位置づけさせていただいておりまして、これを個別の計画の中で具体的にどういう形で進めていくのかということは今後十分検討しながら対応してまいるといことで、今回参考資料としましてお手元に配付させていただいております基本計画、この基本計画の76ページの中の交流と連携の中の現況と課題の中の交通手段の向上とか情報通信技術の進展に伴う市民の行動圏域の拡大、こういうのが多様化しているので今後行政サービスの態様や質、量ともに変容させていく必要がありますというような記述の仕方をさせていただいておりまして、こういうところでの計画の中で、今後の計画の中で進めさせていただきたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 二、三お伺いいたします。

まず、これを読んでみると、基本となる財政計画、これが行政を中心としたものが中心となっているわけですが、もう既にこの下田市は自主財源がないために依存財源が大方を占めていると、こういうような実態の中で、平成30年までにこのまま少子・高齢化が進んでいるいろいろな産業の衰退、そういったものがあると、私は財源の確保をまずどうしたらいいのかという視点が欠けているのじゃないのかなと、こういうふうに考えます。まず、観光なのか水産業なのか、またはほかに考えられる農業とか林業とか、そういったものがあるのか、果たしてそういった視点からこの計画をまず客観的に見る必要があるんじゃないのかな

と。その視点がどうして欠けているのかという点について、まず質問いたします。

次に、この下田市の港湾について質問いたします。この下田市の港湾について、今まで武ガ浜のドック跡地の再開発を中心とする海遊公園、ベイ・ステージ、そして武ガ浜の中心市街地の開発、こういったものの再開発を前提として多くのインフラ整備がなされてきたことは承知なことと思います。ベイ・ステージしかり、ドック跡地しかり、全く進んでいないわけですね。今まであった何々編とか、船出編とか、夜明け編とか何かそういう名称をくっつけて何十年の計画を立てているはずなんですが、これがいつの間にか消えてなくなっている。これの見直し、反省、どこへいったのか、どうしたのか、その辺のことをまず聞かせてください。

それから、もう一つは公共機関についてでございます。既に今月から、東京下田間の踊り子号が伊東駅どまりになっていることはご存じだと思います。これによって、私は観光客の減員といたしますか、こういうものがあるのではないのかなと、こういうふうに考えます。恐らく伊豆のほうに観光客が向けば、相当な増発とか、そういうものでカバーできるのかできないのか、そういった面のやはり今後のJRとの伊豆急との、私はこういう公共機関との調整といたしますか見通しといたしますか、これは非常に私は大切なことだと思います。

もう1点は、私は平成32年までに相当な少子・高齢化が進んでくると、もう既に稲梓あたりの小さな部落では限界集落に達しているわけですね。こういう限界集落に達している地域の要するにコミュニティーといたしますか、そういうものがどんどん出てくるのではないのかなと。そういう実態の中で、公共の交通機関というものがなければ、これは医療の問題を解決しても、そこへ行く間の手段がないわけですね。こういった面についての予測、これをどういうふうに考えているのか、また、その実態の将来性をどういうふうに考えているのか、この点についてまず3点質問いたします。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 何点かご質問ございますけれども、まず、下田の産業をこれからどこに絞り込んで振興させていくのかということでございますけれども、観光とか農業とか水産業とか、あるいは商工業とか、先般の一般質問の中でも関係質問に対しましてご答弁があったかと思っておりますけれども、これからは6次産業化ということが非常に重要になってくるといことで、それぞれの産業と強く連携を図りながら総合的な産業振興を図っていくと、そういう観点でとらえていく必要があるのではないかとこのように考えております。

したがって、今後の下田市の観光産業を基幹産業としながらも、他産業との連携強化

を図りながら総合的な産業として充実強化を図っていくという、そういう方針で臨む必要があるということでございます。

それから、港湾につきましては、先ほどの説明の中でも、下田も海の玄関口としての下田港の重要性について触れさせていただいたところでございますけれども、整備がなかなか進んでいないということで、現在も港湾改修ということで緊急棧橋等の工事も進められておりますけれども、残念ながらいろいろな事情の中で思うような進展が見られていない状況でございます。これにつきましても下田だけの考え方で事業を進めることは難しい問題でございますので、今後関係各方面に働きかけをしまして、これまで以上に働きかけを強めまして、早期に整備できるような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、踊り子号の問題と絡めまして公共交通機関の問題でございますけれども、当然観光客を下田に誘致するというためには、下田の魅力を高めていく必要もあるということと交通の利便性を高めていかなければならないということで、1つには道路の問題として伊豆縦貫道の早期開通の促進、これについては強くこれからも要望を進めてまいるとのこと。それから、鉄道につきましてもいろいろな問題がございますので、今後この関係機関と協議しながら調整を図っていく必要があるというふうには認識しております。

今後、少子・高齢化が進んで、中心市街地以外の集落においての高齢化とともに限界集落という問題が現実問題として直面してくると、コミュニティーの問題も含めて交通公共機関としての足の確保の問題も当然重要な問題になってくるわけでございますけれども、現在、下田市においては稲梓方面において2系統3路線、それから田牛方面の1系統、自主運行バスという形で助成させていただいておりますけれども、さらに、これは議会の中でもお願いしましたとおり、須崎地区につきましてもなかなか運行は厳しい状況にあるということで、今回2便減便をさせていただいた経過がございます。

今後ますますこういった路線の採算との問題が浮き彫りになってくるんじゃないかというふうに考えておまして、新たな足の確保の問題というものをこれまで以上に真剣に取り組んでいく必要があるということで認識しておまして、もう先進都市では事業化が進められておりますけれどもコミュニティーのデマンドバスとかデマンドタクシーとか、それからつい最近、河津町におきましては町の自主運行バスを用意して足の確保を図っていくという動きが見られるという報道も出ておりましたけれども、本市におきましてもさまざまな観点から、この公共機関の問題をとらえて、住民生活にできるだけ支障を及ぼさないような対策を講じていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） やはり今までの政策の長期の計画がいろいろあったわけですね。こういうものの視点が、何が不足して、どういうところが問題であったかという反省の上に立って、こういう計画はつくらなければ私はいけないと思うんです。はっきり言えば、武ガ浜のベイ・ステージ、ドックの跡地、あそこの再開発はほとんど失敗なんですよ、はっきり言えば、海遊公園だけですよ、まずまずは、予測しているような利用があるようなところは。

そういった意味で考えますと、これから財源の確保というのが私はこれは一番大事だと思うんです。要するに、この計画の全ての根幹は私は財源の確保だと思うんです。そのために、財源はじゃどうするかという議論をすれば、財源を出すのはやはり市民の納税者なんです。その納税者が企業を、要するに何かの仕事を起こさない限りは、私は納税という、税が増えるという、納税の金額が増えるというのは私はあり得ないと思うんです。この視点を、当局は少し甘く考えているんじゃないのかなと。要するに、財源の上にこういう計画があるということ私をもっと視点に置いてもいいのではないのかなと、こういうふうに考えますけれども、再度お伺いいたします。

もう1点は、産業を興すのはやはり個人でございますから、新たな産業を興そうと思ってもなかなかないわけです。先ほど、鈴木敬議員が言いましたけれども光ネットファイバー、要するにコンピューターのネットワーク、これも一つの企業を興す手段なんです。小さいところが大きなところに立ち向かうには、それなりの平等な要するにインフラがあって1つの仕事が成り立つんです。そういう意味では、地方が置いていかれるのは都会と違った仕事をできないということに1つ視点が欠けている面があるんです。これから考えますとか、これから研究していきたいとかと、こういうような視点では私はとてもこの計画は32年までには目標どおりの達成はないのではないのかなと、考え方が非常に甘いんじゃないのかなと、こういうふうに考えます。

もう1点は、これから32年までにこの計画を仕上げるのには、下田市で最大の企業であるこの市役所が人口1,000人当たりの職員が適正であるのか、どれくらいの人数が必要であるのか、現状でいくのか、もっと省略して、もっと仕事を民間に分散したりとか、人員を省略して少ない人数でもってやるのか、こういう視点も私はこの中に入れるべきではないのかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 財源の問題についてのご質問、これは非常に重要な問題でございます。この財源確保につきましてはこの計画の中でも税収の落ち込み、これが今後も予想されて財政状況の悪化が見込まれるということで位置づけさせていただいております。なかなか、この税収が今後上向きになるという要因というのは、今のところなかなか見出すことは難しいという状況の中で、過大にこの増収をこの計画の中に位置づけるということは非常に危険であると逆に考えているものでございます。

この落ち込みに対して、じゃ、どのような対応を図っていくのかということでございまして、これについては当然将来に負担を先送りしないような形での政策の推進というのが望まれるわけでございます。限られた人的とか財源的な資源の中で、緊急度とか優先度の高いものからまず精選して計画的に事業化していくということ、今後の少子・高齢化を見越して公共施設につきましても整理、統廃合を図っていかねばならないということ、それから職員の問題が出ましたけれども、この職員につきましても現在の状況の中でももう最小限の、ぎりぎり最低限の中での職員が少数精鋭という形の中で勤務しておりまして、今後、地方分権という流れの中でさまざまな仕事が地方におりてきたときに、今の体制で的確に対応できるのかということがあったときに、できますということはここでなかなかお答えすることは難しい状況にあると思いますので、その辺はそれぞれの今後の10年間の時代の流れの中で弾力的に対応していく必要があるというふうに考えております。

したがって、当然、自主財源の確保については最善の努力を傾けていく必要はあると思いますけれども、これとあわせて、国からの交付金等々をうまく活用して、これが自主財源の確保に結びつくような、そういったような施策の展開をしていく必要があるということで、そういう目標を目指して進んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 今後10年間の下田市のあり方を1つの理想といいますか、目指すところを明らかにされた努力は評価をさせていただきたいと思うわけです。第3次の計画と、あわせてこの4次がどこに特徴があるのかと、今、増田議員のほうからドック跡地の開発等はどうなっているのかというような質問が出たかと思いますが、そういう特徴的な問題をまずどうとらえているかと、3次とこの時点での4次の計画をつくるに当たっての反省点といいますか、大きな課題は何であったのかということをお尋ねをしたいと思います。

そして、今の説明の中では、4ページの計画の特徴というところに第4次の計画の姿勢が大きくあらわれているのではないかと思うわけです。経営管理が可能な計画だと、健全な財政だと、市民と行政が共有する計画だと、この3つがうたわれているわけです。こうやって見ますと、この10年の計画といえ、石井市政がこの計画をつくっているわけですね。ですから、このときの市政の性格がこの10年間の中に出てくると、こういうことになるかと思えます。そういう特徴と、どなたが市長になってもやはりまちづくりの根幹は変わらないと、こういう部分があるかと思うわけですが、そういう区分でこれを見たときにどうなるのかという点をお尋ねをしたいと。

具体的には、そこら辺はこちらの議案参考資料のほうの第4次下田市総合計画実施事業年度別内訳と、こういう表がございますが、そこに特徴的にあらわれているのではないかというような予測をするわけですが、この年度別内訳表がどのような性格のもので、どうつくられたのかと、具体的に今年度等の予算にのっているものをそのまま出したような気もするわけでありまして。1つのまちづくりの理想的な事業をしていこうというようなものがこの計画表の中には全く見られないではないかと、そんな思いもするんですけれども、そこら辺の点はどうかという。余りにも健全財政というようなことであって、まちづくりをどう進めていくかということの理想といいますか、思いが込められていないのではないかと、こんな批判もするんですが、そこら辺についてどうお考えかお尋ねをしたい。

それから、市民と行政が共有する計画ということでございますが、具体的に1つの例を挙げますと、ヒノキ沢林道のワイティービジネス、産廃問題、大きな下田市の課題の一つであろうかと思うわけです。市長は、当局は県知事の言う方向で協定書をつくるんだ、しかし議会や市民はこれは不許可にさせていただく方向がいいと、こういう結論を出しているわけでありまして。こういう当局と、行政執行者市長と市民団体あるいは区民の意見が異なると、このような計画をどのように処理をしていくのかと、当局の一方的な枠組みの中で公害防止協定の組織をつくって進めていくと、平成8年代から自然破壊と産業廃棄物公害を防止する住民連合会というれっきとした住民団体があると、しかし、そういう住民団体は排除して行政を進めようとしていると。こういう問題は、この計画の中でどう処理をされるのか。

それから、白浜海水浴場の不法営業行為、犯罪と不法行為をなくすまちづくりをしていく、そういう課題が当然掲げられていようかと思いますが、それらの具体的な問題がこの総合計画の中から欠落をしている、暴力のない明るい社会をつくるんだ、こういうことだけではなく、現実には下田市が抱えている不法営業の課題をどう解決していくのかという、こうい

う視点が欠落をしているのではないかと、こう思うわけですが、その点はどうかと。

そういう点で見ますと、少子・高齢化の課題が大きな解決をしなければならない課題であると思うわけです。そういう状況の中で、市当局は稲梓中学校と稲生沢中学校の統合と、こういう問題を出されてきました。しかし、これは区民といいますか、その住民や多くの人たちの意見を当局は聞き入れてくれて統合しないと。しかし、そういう中で子供たちが増える施策を稲梓地区でしてほしい、あるいは稲生沢地区でしてほしい、こういう要望が具体的に出されていようかと思うわけです。例えば、市営住宅をこの地区にと、こういう形で人口を増やしてもらいたいと、こういう要望もあったかと思うわけですが、こういう区民の切実な思いと、少子・高齢化に対する対応というのはどう検討がされているのかという点、学校教育問題とあわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。ここで午後1時まで休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「結構です」呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 午後1時まで休憩いたします。

午前 1 時 5 9 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1 番、沢登英信君の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 沢登議員からのご質問でございますけれども、第3次計画との相違点、比較あるいは今回の計画の特徴、また構想の内容につきまして、現石井市政独自の考え方によるもの、あるいはだれが市政運営しても変わらない普遍的な構想との区分け、また少子・高齢化の進展に伴います地域の実情、実態を踏まえた取り組み、さらに市民と行政との問題意識の共有という観点から産業廃棄物の問題とか、あるいは海水浴場の秩序維持の問題等々、さまざまな分野に及ぶご質問があったわけでございます。

まず、総合計画の基本構想、議会でご審議いただきます基本構想の位置づけというのは、これから、23年度から10年間、本市がまちづくりを進めるに当たってのさまざまな個別的な

課題を含めて、それを大きな枠組みの中で方針として掲げさせていただいているものでございまして、例えば今回の計画でいけば、沢登議員のご質問の中にもございましたけれども、計画の特徴はこの4ページに記載のとおり3項目に大別して特徴を示させていただいております。また、16ページからのまちづくりの目標、土地利用構想あるいは施策の大綱、施策の体系という構成によりまして、今後のまちづくりの方針を示しているものでございます。

例えば、18ページの土地利用構想の中で、自然環境の保全として本市の豊かな海岸とか山林などの自然の後世への承継、こういうものを記述させていただいております。また、22ページの施策の大綱におきましては、美しい環境づくり中で基本的な考え方を示させていただいております。この中には公害防止対策という文言で明記されているところもございます。

また、少子・高齢化に伴う地域づくりにつきましては、同じく22ページから23ページにかけての人が輝くまちづくり、魅力あるまちづくりの中で今後の方向性を示しているものでございまして、そういうことでこの基本構想の性格自体が個々の内容について細かく今後の方向性を位置づけているものではなくて、1つの方針を大局的に大きな枠組みの中であらわさせていただいているということございまして、なかなか個々の問題につきましては今後の基本計画とか、あるいは実施計画の中で、例えば中間年に見直しをしたり、あるいは3年間のローリングの中で改めて計画の練り直しをしたりと、そういった中で対応させていただくということでございますので、その点よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 年度別事業の内訳についてご説明をいただきたいという点と、それから、3年間の3年を1つの目安にしたローリングをするんだと、こういうことでありますので、そのローリングの体制というのは、同じように計画をつくるような体制で進めるのか、どういう枠組みの中で見直しが進められるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） この87ページにお示しさせていただいております下田市総合計画実施事業の年度別内訳につきましては、今回の基本構想をご審議いただく中での参考資料として添付させていただいたものでございます。ですから、詳しい言及はちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思いますけれども、この内容につきましては各課から事業の優先度、あるいは財政的な裏づけ、そういったものを勘案しながら、選択と集中という、

そういった基本的な方針に基づきまして個々に挙げてきていただいたものでございまして、それを担当のほうで集約してこういった表にあらわし、それぞれ財源の裏づけもいろいろ調整協議を重ねながらつくり上げてきているものでございます。したがって、これが当然そのまま、そっくりそのままこの計画どおりに事業を進めていくというわけにはいかない事情が途中で発生してくるかもわかりませんが、今の段階におきましてはこのような方針で臨ませていただきたいと、そういうものでございます。

それから、今後、中間年の見直しとか、あるいは実施計画の3年のローリングの問題につきましては、当然幅広いご意見あるいはお考えを集約しなければならないということで、それなりの体制を構築しながら、多角的な観点、中には当然市民のご意見も伺わせていただかなければならないところも出てくるかと思っておりますけれども、そういったことで客観的に説明できるような内容に仕上げたいということで、今のところは考えさせていただいております。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 基本構想のアンケートで、高校生が「住みたくない」、20.5%、「どちらかといえば住みたくない」、18.8%、38%も占めているんですけども、一方、「住みにくい」、「どちらかといえば住みにくい」、それが33%で、住みにくいよりを上回る住みたくない、それから中学生と比べると、高校生になると、いきなりもう下田には住みたくないというのが増えるんですが、この辺の分析、どういうことで高校生になると下田に住みたくないという思いを抱くのかというようなことの分析というのがもしなされているのであれば、それをお聞きしたいなということ。

それから、区分別土地利用構想図で縦貫道がまちなかまで来ているんですが、私個人的には下田北インターチェンジでとめて後から先はやらないほうがいいんじゃないかと、やっぱり投資額と効果を考えると、下田北から下田インターチェンジの間は投資額と効果が見合わないし、それぞれの稲生沢地区の景観から見ても、今、伊豆中央道なんかを見ても、ど真ん中に高速道路のあれがばあっと出ているというのは自然の美しさを著しく阻害するんじゃないかと思うんですが、その辺の見解をお聞きしたいなと。

そして、8ページには重要度、それから満足度というところで満足度が低く重要度が高い、いわゆる重点化領域の中で1番のところでは医療体制の充実が挙げられているんですが、ここ

のところは共立湊病院の下田への移転する新病院、これを中心に行われるんだらうなというふうに考えているんですが。その次、働きやすい環境整備ということで出ているんですが、これがちょっとよくわからないんですが、雇用環境をよくしようと、なので働く場がないということが大きな一つの課題だらうと思うんですが、働く場をどうつくるのかということと、その環境整備ということで、参考資料の44ページ、3-1-5、雇用・勤労者対策、現況と課題の一番上に、正社員の削減、パートの増加など勤労者の雇用状況は不安定であるため安定した雇用の場の創出が求められていますと、こうなっておるんですが、我が市役所においても正規職員の減、賃金、労働環境が非常に不安定な臨時職員の増というような、まさしくここに書かれていることが起きているわけでありますが、市役所において雇用の安定、こういうものに対してどのような見解をお持ちなのかということですね。

それから、働く場所と、それから活力あるまちづくりということで、少子・高齢化の中で高齢化率が今33%くらいかな、32、33%でどんどん上がってくるということで高齢者がどんどん増えてくるわけですよ。本当、この高齢者の活用をなくしては、やっぱり元気のあるまちというのは実はできないんじゃないか。高齢者に元気出せというのも過酷な話ではあるんだけど、実際上本当に元気、高齢者を活用しないことにはやっぱり高齢化社会の中での活気あるまちづくりはできないんじゃないかということで、高齢者の雇用ということについて、ここを読んだ中ではシルバー人材センターへの支援というのが書かれているんですが、それ以外に高齢者の雇用、それから高齢者のまちづくりにかかわる活用方法とか、そういうものについて見解がありましたらお伺いしたいと。……（テープ交換）……

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） まず、アンケートに基づきます高校生、中学生の問題でございますけれども、下田の住みよさについては、これは間違いなく中学生、高校生、一般の方も住みやすいまちであるというふうな認識をしていただいているところでございます。

ただ、その住みやすさが今後の自分たち、例えば中学生、高校生の将来を考えたときに、それが生活維持ということに直接的に結びついてくるのかということをお考えますと、当然雇用の問題あるいは就労関係の問題も含めまして、なかなか厳しい状況があるということはあるかと思えます。ただ、中学生の場合にはその厳しさがまだ高校生に比べれば、実感として余り感じる程度の認識には至っていないのではないかと。高校生になりますと、さまざまな社会の仕組みの中で、今置かれている立場というものを認識するわけでございますので視野が広がってまいります。そういった面から、高校生においては将来の下田市に自分の身を

置いたときにどうなるのかということを考えれば、住みたくないという答えが出てくるんじゃないかと。ただ、将来自分たちが下田という郷土を振り返ったときに、また、最終的には戻ってきたいという、そういったまちであるということはアンケートの中からもうかがえるということで、内部的にはそういうことが背景にあるのではないかとというふうに話し合いはしたところでございます。

それから、働きやすい環境整備ということで雇用の安定確保の問題でございますけれども、昨日の質問の中でも、例えば保育所の保育料、この収入がもう1,000万円ほどの減収になってきているという実態がございます。この中身を見ますと、これまで正規雇用されていた方たちが、その職場のさまざまな事情によりましてパートタイマーになったり、あるいは非正規の臨時社員として雇用がえをされたりと、そういう現象が実際今起きているという、そういう状況があるというふうに認識しております。

したがって、この現状をどうやったら打破できるのかということでございますけれども、それにはやはりまちの産業に活力をつけなければならないということで、産業の活力を築き上げるためには、じゃどうすればいいのかということでございますけれども、それはやはり本市の基幹産業である観光を中心として、第1次、第2次の産業等を総合的に連携強化しながら新たな価値を見出すような取り組みを図っていくということ。

それから、これはある図書から得た知識でございますけれども、要するに地元で生活していますとこの地元のよさがなかなか認識できないと、これは食の問題にしてもそうなんです、今、B級グルメの話がかなり全国的に広がっておりますけれども、自分たちが身近で食しているもの、これは他者、外部の方から見れば非常に珍しくて、ぜひ食べてみたい、味わってみたいという、そういう思いがあるような食べ物がかかなり潜在的にあるのではないかと。そういうものを新たに発見するような努力、これが必要じゃないかということでございます。それはなかなか地元の方では発見できないという難しさもあろうかということでございまして、外部の目を導入しながら新たな発見をしていく。

これは自然に対してもそうなんですけれども、見なれている風景、これが何の変哲もないと思っていたところが、外部の方にとっては非常に物珍しくて一見の価値があるものと、そういうものをこれからどんどん掘り起こしていく必要があると。その価値を拡大して総合的な産業として育て上げていくという、そういうことが大切になってくる、それがひいては雇用の問題に結びついてくるんじゃないかというふうに考えております。

それから、高齢者の活用の問題です。当然、高齢化率はこれからますます高くなっていく

というふうに予測されておりますけれども、この高齢者の方たちが今まで培われてきた経験とか知識とか技能とか、そういうものを発揮する場所がなかなか見出すことができないと。現在、シルバー人材センターという組織の中でさまざまな技能を生かしながら、ある程度の対価を得ているわけでございますけれども、もっとももっとこういった高齢者の知識、技能、経験を活用できるような場づくり、あるいは環境づくりをこれから進めていく必要があるということで、具体的にはこれから十分関係各方面、各課と協議しながら進めていかなければなりませんけれども、そのことによっていろいろな好ましい影響が出てくると、高齢者も要するに所得を上げるような形になれば、それがまた税金としてはね返ってくる。

実際、長野では例えば昔からの食べ物のおやきを、これを高齢者の方が特化しまして、今ではもう全国に流通できるほどの成果を上げているというような現象も見られますので、この下田市におきましてもそういったことを参考にしながら、高齢者の能力、知識、経験、そういったものを活用していくことが大事になるというふうに考えておきまして、総合計画の中でもその辺を踏まえながら、今後の個別計画、実施計画の中で活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 土地利用構想図につきまして、副市長。

副市長（渡辺 優君） 土地利用の中で、伊豆縦貫道の関係の質問がございました。議員からは、1工区6キロ、2工区、河津までの場合7キロ、計13キロということで計画をされているわけでございます。確かに議員言われますように、1工区のほうは市街地を通るということで、あの計画どおりいけば景観的にも大変心配される状態も出てきています。ただ、現時点においては1工区、2工区の13キロにつきまして調査も今行っているところでございまして、今後事業をいろいろ事業化していく中でそういう議論もされてくるのかなというふうに思っております。

議員言われるとおり、2工区のほうがそういう景観的また人家等もないものですから、大変進捗しやすいというようなことで少し方向転換をしまして並行的に協議、または検討していただくけれども、できたら2工区のほうを先にというような動きもあるということで、もうしばらくこれは様子を見たいのと、現時点においてはこの計画で今進んでいることは確かでございますけれども、議員の言われたようなことは十分にこれから議論をしていくかと思っております。

それから、もう1点、安定した雇用ということで、正社員の削減、パートの増加というよ

うなことからして市役所の臨時職員の状況はということの質問でございますけれども、これは本当に市役所の臨時職員も正規化されれば一番安定するわけでございますが、ただ、市役所の臨時の職員につきましては、ある一定の年代の方々もいるわけでございまして、その方々にとりましては、安定ということになればあくまで臨時でございますから不安定な部分もございすけれども、待遇的には大変改善をしております、聞くところによれば市役所は大分働きやすいというような評価もございまして、これをすべて正規職員というような議論もありましたけれども、財政状況等々は今まで説明したとおりでございます、その中で待遇の改善というようなことを考えておりました中での現在臨時職員の雇用でございます、市の状態はそうでございますが、他の企業、特によくテレビ等々で高齢者を雇って正規社員にして、大変業績を上げているというようなこともございすけれども、下田市の場合にご承知のとおり、やはりそういう企業も本当に少ない中で、そういう状態を期待するのは非常に無理なのかなというふうに思っております。市の職員については、特に今言ったような状況で大変不安定といいますが、臨時ではありますけれども待遇的には改善をしているというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 最初の高校生アンケートの推測としては、恐らく私もそうであろうと思うんですが、この設問上、住みたくないという選択肢しか多分なかったんだろうと思うんですが、また、何かのチャンスがあれば、この住みたくない理由、既にやっぱり働く場がなく、住みたいけれども実質上住めないということの中から、住みたくないという選択肢を選んだということも推測はできるわけなんです、やっぱり一番将来下田を担う子供たちでありますから、この辺の分析はしっかりと、中身の分析というものはやっぱり必要なんだろうなというふうに考えるんで、その辺は今後の中でやっていただきたいと思うんですが、その点はいかがかということですね。

それから、高齢者のことについて、おっしゃるような状況にはあるんですが、1つは60歳定年制、労基法だとこれは65歳に延長したんですが、公務員の場合は年功序列で賃金と地位がどんどん上がっていくんで、そのまま60歳を延期するのは実態的には難しいんだろうなというふうには思うんですが、民間でも再雇用制度というのをとっているわけですよ。そこで労働条件、賃金等もある程度引き下げた中で雇用の延長を図るというようなことをやっているわけで、それは市役所でも可能だと思うんですが、難しいのは上がりという人事上の問

題で、ここにいる課長さんが定年後、じゃ、平の臨時でやるのはいいのか悪いのかというのはなかなか難しい問題はあるんだろうと思うんですが、やはり高齢化社会に向けて正規職員の雇用の延長、65歳までの延長に対して今後どうしていったらいいのかというようなことについての見解があればお聞きをしたいと。

それと、臨時職員については雇用の改善を図っているということなので、引き続いて雇用の改善を図っていただきたいということですね。

それから、参考資料の中で年度別内訳というものが入っております。この中で、市庁舎建設が21億2,000万という大変巨額なお金が、予算が計上されております。先般の伊豆新聞、田坂議員の参考資料の中の記事にもありましたけれども7億前後で庁舎を建てるというようなことで、下田市の市庁舎についてはこれに図書館が併設されるよということで図書館の建設費が加増されると。それから、たしか記憶によれば現在地に建てるということなので、仮庁舎をつくるということで仮庁舎の建設費等もこの中に入っているのではないかと思うんですが、21億2,000万、大きく分けて私の判断としては3つ、図書館と仮庁舎ということが入っているかと思う、その内訳の金額がわかれば示していただきたい。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 市内の中学生、高校生のアンケートに対しまして、住みにくさというところでございますけれども、中学生につきましては、一番多かった回答が買い物をする場所ですね、市内に買い物をする場所が余りない、要するに自分たちの希望を満足していただけるような、そういった場所がないという、そういうところが62%ほどの回答率になっています。それから、物の値段が高い、あるいはバスや電車、道路などの公共交通の不便さ、こういったものを挙げて、さらに将来を考えたときに働く会社やお店などがなかなか少ないというのが中学生が住みにくいということのご意見の集約でございます。

高校生につきましては、一番多かったのがやはり通学に関連してでございますが、バスや電車、道路などの交通基盤の整備の関係、それからやはり買い物をする場所、要するに若者のニーズに合ったような商品を求めることができないと、さらに働く会社やお店などが見当たらないということで、傾向としましては中学生、高校生とも同じような住みにくさを感じているのかなという分析の結果になっております。

それから、庁舎とそれから職員の問題等につきましては、総務課の課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 定年制の延長のご質問でございます。この点につきましては、今年の人事院勧告によりまして、人事院のほう在今年中をめどに定年制延長に向けた中での検討事項について政府のほうに答申というか、それを出しますよという形になっています。それで、平成25年度から年金の支給開始年齢が今60歳、特例年金ですけれども、60歳から今いただいているわけですが、平成25年度からそれは61歳になると。3年ごとにそれが62歳になって63歳になる、最終的にはたしか平成37年ぐらいで65歳になるというような形で人事院勧告、今回そういう形で出ていますので、来年度の人事院勧告あたりではちゃんとした形で人事院勧告が出るのかなというような形を考えております。

それから、そうなりますと、当然県の人事委員会のほうでも同じような勧告がなされるのかなと。現在、実際の話、今回の人事院勧告におかれまして、定年制延長に向けた中での高齢者の55歳以上の給料を一部削減するというような形を実施した自治体もございます。今後、そのような形になっていくのかなというようには推測をしています。

それから、市庁舎関連の関係で、財源内訳、わかっているようだったらというようなことなんですけれども、今現在予定しております図書館併設での新庁舎建設なんですけれども、建築面積を一応6,900平米、それから、それにかかる本体建築費用が17億2,500万、仮庁舎が2億、旧庁舎一応解体で6,500万、土地購入費で5,300万、家屋補償5,000万、その他費用として1億5,200万、用地調査で1,200万、合わせて21億2,020万円を一応予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 3番、3回目です。

3番（伊藤英雄君） 高校生のところは何かの雑誌で読んだのと全く一緒で、自分のまちに、名前を出すとあれなんですけれども有名店があればいいまちで、そういう有名店がないまちは余りよくないまちというような、何か雑誌に載っていましたが、やはりその雑誌にちょっと書いてあったのが、物の価値観としてベースにやっぱりお金があると、ある意味で経済的な豊かさといえますか、そういうものが価値のベースにあるということで、もっともだなと。

ただ、これから日本の経済を考えて、少子・高齢化、人口減少という中でやっぱり経済にかわる価値観といえますか、かつて貧しかった日本が持っていた価値観といえますか、そういうものをやっぱり教育の中でぜひ取り入れていってほしいなど。そういう中学生、高校生に、いわゆる経済的な価値以外の精神的な価値、こういうものに価値を見出すような教育を

ぜひしてほしいなと思います。これは、要望です。

それから、庁舎のほうで庁舎17億2,500万、これの中に図書館の建設費が入っているのではないかと思うんですが、この図書館部分と庁舎部分、もし分けてわかるようでしたらお示しください。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 庁舎と図書館を併設した場合、先ほど言いましたように6,900平米で考えています。庁舎単独でいった場合ですけれども、建築規模5,700平米ということで、総額で18億2,020万円が今現在のところ事業規模として予定されてきているところでございます。全体で言いますと21億2,020万円の総事業費が、庁舎単独になりますと18億2,020万円。それから、本体の工事費用で言いますと庁舎と図書館で17億2,500万円が14億2,500万円という数字で今積算をしているところでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

8番。

8番（土屋 忍君） 11ページの環境保全への意識の高まりという部分でちょっと1点だけ、化石燃料を初めとする資源の枯渇や自然破壊云々というところで、環境問題をさらに加速させていますというところで、やはりこの計画というのは10年先を見越した構想という話の中で、やはりこの先10年近くになってきますと、今ハイブリッド車とか云々言っていますけれども、恐らく電気自動車が主流になっているような、そういうもう公用車は電気自動車だと、そういうふうになっている時代がもう来ているような時代になってきているんじゃないかなというふうに推測をされるわけです。この間も市長、上海へ行ったときに、あの中国で走っているバイクがほとんど電気自動車だというのを目の当たりにしたわけなんですけれども、そういう時代が必ず来るんであるというふうに推測されるわけなんですけれども、具体的に言えば、例えば今話のあった庁舎建設についてもやはりもう電源を供給するものが駐車場にはずらっと並んでいるというような、そういう時代が近々来るんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういうようなものも念頭に入っているのかどうかということについて、1点だけちょっとお伺いしたいんですけれども。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 庁舎の関係につきましては、庁内の検討委員会でいろいろ場所等も含めまして議論をしてきたところでございますが、議員が言われたように構造についてはこれから議論をするところでありまして、当然その環境の時代へ向けての新庁舎でございます

から議論になるとは思いますが、現時点においてはそこまでの細かい議論はしていません。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） わかりました。そういうことも念頭に入れた、これは庁舎だけではないです。やはり下田というまちづくりの中でいろいろなそういう行政が率先をして、やっぱりそういうことも頭に入れた中で進めていくということも必要ではないのかなというふうに思いますので、これは要望です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

6番。

6番（岸山久志君） 1問だけで結構ですけれども、この中学生、高校生のアンケートにある、住みたくないという回答が今、幼稚園か小学1年生くらいの子供たちが10年後にゼロに近くなるような形、そういうふうにもっていきたいと思うのがこの総合計画だと思います。その割には、普通よくどこの市町でも使われているような言葉が並べてあるだけで、何か夢がないというか、実現性、現実性を余りにも主導的に見て夢がないような気がして、果たしてこのアンケートが、この子供たちが10年後にゼロにまた近くなるような気がしない感じがします。せめて、具体的な目標を立てたなら、具体的な目標を達成した時点で次にもっと素晴らしい目標をつくる、そういう少し上を見ているような形の夢のある、そういう計画が欲しかったと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 確かに、これは総合計画の審議会の中でも、数値目標を今回基本計画の中で掲げさせていただいたわけですが、まず、計画の基本的な理念というのが身の丈に合った持続可能な実効性を担保できるような計画ということでございまして、余り背伸びをした計画をつくって、それが実現できなかった場合の問題等も考えますとやはり望ましくないということで、この4ページの計画の特徴にも掲げさせていただきましたけれども、経営管理が可能で健全な行財政運営を維持でき、また市民と行政がこの計画を共有できるような、そういう理念のもとに今回はつくらせていただきました。

したがって、確かにこの計画に掲げた目標は実現できればさらにさらに上に上にとステップアップしていくということでございますので、その辺は今回の計画をいかに実行していくかというところがポイントではないかというふうに思っておりますので、これを精いっぱい努力して、さらに上の目標を目指してまいりたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） その目標達成して、また、より上の上の目標というのは、そのローリング方式とか中間年で見直すという形で、もっと夢のある形ができていきますということによろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 下田市を含めまして、下田市を取り巻くさまざまな環境、あるいは日本という国の今後の推移、こういったものも重要な影響を持ってくるわけですので、そういったことも前置きしながら、当然この計画がある程度実現すれば、中間年の見直しあるいは実施計画の3年のローリングの中でさらに高めるような内容の見直しをしていくと、そういうことになるかと思えます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 6番、3回目。

6番（岸山久志君） 質問じゃありません、ぜひともアンケートが住みたくないというのがゼロに近くなるように努力をしていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） そもそもこの総合計画というのは、下田市が発展していく上でいろいろな施策の必要なものの基盤をつくっていくのが総合計画だと思うんです。ですけれども、この総合計画の実施計画のこれを見ていきますと、そのような希望の持てるようなところは余り見受けられません。先ほども敬議員が言いましたような通信の整備とか道路の整備とか、縦貫道とか、そういうのとか、ここには具体的な整備のほうは書いていないんですけれども、海、山、川というか、そういうこと自然環境など整備していく、そういうのは何にも載っていないんですね。というのは、一番は下田は海はA Aだとか3 Aとかと言っていますけれども、実態は海水浴シーズンはそんなになっていないんです。海水浴地の流入のちっちゃい河川はどぶ川化していますよね。そういうところを、よそとの差別化した、そういう基本的なことを計画に盛っていくのがこの総合計画だと思うんです。

それから、この間、一般質問で言いましたけれども、地籍調査、それはここにも計画の中にありますけれども、固定資産税の課税システムの中にGISのシステムを導入するとありますけれども、導入するには地籍の正確なものがなかったら効果が出てこないんですね。これは計画が27年からシステム導入になっている、その前にそういういろいろなデータをと

ってつくっていくのが、そういうことをやるのが総合計画だと思うんですけども、その辺については何もこれはやってこなかったのかどうかを伺います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 今の土屋議員のご指摘のとおりのところもでございます。ただ、これは沢登議員のご質問のときにも申し上げましたように、この基本構想の中では、まちづくりの大綱について大局的に今後の方向性を示させていただいております。その中で、当然自然環境の保護保全とか、あるいは土地利用の基本的な方針とか、あるいは行財政改革の効率、効果的な運営という中で、1つの大きな包括的に構想の中で記述させていただいているものでございますので、あとはこの構想に基づいて、個別にどういう形で実施していくのかというのがこの計画を実際に担保できるかどうかということにかかってくるわけでございまして、それについて今後市民あるいは議会、さまざまな方々のご協力、ご理解を得ながら進めていくと、そういうものでございますのでご理解を願いたいと思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 包括的はわかるんですけども、具体的にこうやってこっちに実施計画が書いてありますよね。こういうようなものがなかったら、次の事業はできてこないわけですね。これに載っていないと、大体やらないのが普通ですよ、今までは、総合計画にないからやらないというか。この中に載っているの、具体的に同意していくというのは欲しいと思うんです。水環境であったり、税の公平性のためのGISを導入すると、その以前のデータをとっていないでしょう、そういうことを言っているんですけども。そういうことは、ぜひ個別の計画というか、そういう中に入れてほしいんですけども、どうですか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 繰り返しになりますけれども、この構想の中には個々具体的な内容については盛り込むことはできないという、そういう性格のものでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。この構想に基づいて基本計画を定め、実施事業としまして年度別内訳を示させていただいておりますけれども、当然これは基本的にはこういう方向で今後個々具体的な事業を進めていきたいということで、事業計画それから財源も裏づけも持ちながら示させていただいているわけでございますけれども、当然、情勢の変化が起これば、その時々々の情勢変化に柔軟に対応していくことは必要なことでございますので、行政のあり方として今後、より重点、より重要な問題が惹起してまいりましたら、それはそれでそれに的確に対応していくと、そういう姿勢はこれまでも、これから将来も変わらない

と、そういうことでご理解願います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって議第66号議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第66号議案につきましては、8人の委員をもって構成する第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、ここに付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、8人の委員をもって構成する第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会委員の選任

議長（増田 清君） 重ねて、お諮りいたします。

ただいま設置することに決まりました第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番 沢登英信君、4番 土屋雄二君、5番 鈴木 敬君、6番 岸山久志君、7番 田坂富代君、8番 土屋 忍君、10番 大黒孝行君、11番 土屋誠司君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人を第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会委員に選任することに決まりました。

ここで、ただいま選任されました委員の方は、第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会の正副委員長を互選していただくため委員会を開催していただきたいと思います。

委員の方は、第1委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時47分休憩

午後 1時58分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここでご報告申し上げます。

休憩中、第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に大黒孝行君、副委員長に土屋誠司君が選出されましたのでご報告いたします。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

11、12日は休会とし、13日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この後、各派代表者会議を第1委員会室で開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時 0分散会